

TOSHIN NEWS RELEASE

2025 年 6 月 2 日

佐賀東信用組合

『スモールビジネスローン』の取扱いを開始

佐賀東信用組合（理事長 芹田 泉）は、事業性融資専用の「スモールビジネスローン」の取扱いを令和 7 年 4 月 1 日から開始しています。

スモールビジネスローンの特徴は、決算書や資金使途確認資料等の徴求資料を原則不要とし、取引先事業者の利便性を考慮した商品です。

「スモールビジネスローン」の主な特徴

資金使途	運転資金・設備資金等の 事業性資金
ご融資金額	500 万円以内
ご融資期間	5 年以内
ご融資金利 (保証料を含む)	年 5.4%、年 9.0%、年 14.8% (審査結果によってはご希望に添えない場合がございます)
本人確認資料	【法人】商業登記簿謄本等（発行から 3 ヶ月以内） 【個人事業主及び法人代表者】運転免許証等
徴求資料 (決算書・資金使途確認資料等)	原則不要

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業支援部 担当：中村
TEL：0952-30-2114